

茨城県市町村における新規就農支援制度について

令和3年8月現在

※制度の詳細は、各市町村の窓口にお問い合わせください

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	担当課等	電話番号	支援分野
茨城県	新規就農相談センター事業	就農希望者	<ul style="list-style-type: none"> ○茨城県内の就農相談会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン就農相談(月2回) ・新農業人フェアinいばらき ・農場見学&就農相談会 ○茨城県外の就農相談会への出展 <ul style="list-style-type: none"> ・新農業人フェア(東京) ○公社ポータルサイト「茨城就農コンシェル」での茨城県の就農支援情報の発信 ○農業体験及びインターンシップの実施 ○就農前研修の受入機関のマッチング 	(公社)茨城県農林振興公社 http://www.ibanourin.or.jp/consulier/	029-239-7131(代表) 029-350-8686(直通)	1
	いばらき営農塾開設事業	茨城県において、新たに農業を始めようとする方や、始めて間もない方で、農産物を販売し収入を得ようとしている方(おおむね65歳まで)	<p>【野菜入門コース】</p> <p>期 間:Aコース(5月19日~9月18日) Bコース(9月29日~2月12日)</p> <p>申込締切:Aコース R3.4月20日まで ※今年度の募集は終了 Bコース R3.8月20日まで 日数:27日間</p> <p>開催場所:茨城県立農業大学校 受講料:17,400円(別途テキスト代8,000円程度) 募集人数:30名/コース</p>	茨城県立農業大学校 https://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/nodai/05tankikenshu/tankikenshu.html	029-292-0419	2
	ニューファーマー育成研修助成事業	(公社)茨城県農林振興公社から新規就農希望者受入組織の指定を受けて、研修生を受け入れる受入組織	<p>茨城県内に就農を予定している認定就農者または、公社理事長が研修計画を承認した新規就農希望者を研修生として受け入れる受入組織に対し、研修に必要な経費の一部を助成</p> <p>[対象経費]研修の手当や研修の指導に要する経費</p> <p>[助成額]月額100,000円以内</p> <p>[研修生の要件]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就農予定時の年齢が原則45歳未満 ・親元就農を目指す農家子弟 ・農の雇用事業、農業次世代人材投資資金(準備型)を受給していない者 <p>[募集人数]4名程度</p>	(公社)茨城県農林振興公社 http://www.ibanourin.or.jp/consulier/	029-239-7131(代表) 029-350-8686(直通)	6

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あつせん・家賃補助を含む) 9. その他

茨城県市町村における新規就農支援制度について

令和3年8月現在
※制度の詳細は、各市町村の窓口にお問い合わせください

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
日立市	特産農産物産地育成事業	【対象者】 農業協同組合の組合員等で、市内の農地において耕作する生産者 【対象経費】 対象者が新たに、又は拡大して作付けする特産農産物の種子、苗木等の購入費 ※特産農産物・優良品種、高付加価値作物又は産地振興に資する作物で農業協同組合が推薦する作物	補助対象経費の1/2 (10万円を限度とする)	通年	予算の範囲内	農林水産課	0294-22-3111 (内線)403	http://www.city.hitachi.lg.jp/	4
常陸太田市	常陸太田市農産物高付加価値化支援事業	①認定農業者、認定新規就農者又は市内の直売所において生産者組織に加入している者 ②認定農業者、認定新規就農者。	①研修支援 総事業費1/2以内 但し限度額は次のとおりとする。 ア県内研修20,000円 イ県外研修50,000円 ②農業等経済交流訪問団派遣事業等に係る経費 経費の2/3以内	年間	予算の範囲内	農政課	0294-72-3111 (内線)615	http://www.city.hitachi.lg.jp/	3,9
	UIJターン就農奨励金	・市外に1年以上住所を有した後、就農に際して市内に転入した者。 (学生として市外に1年以上居住した者を含む) ・平成30年4月1日以降に認定新規就農者(または認定農業者)に認定された者 ※但し、転入日から2年以内に認定を受けた者であること。 ・引き続き5年以上市内に定住する意思がある者 ・本市の市税等に滞納がない者。	交付額は1経営体につき20万円 (2回に分けて交付)	年間	予算の範囲内				4
	就農者等家賃助成交付金事業	・市内に家屋を持たない者(二親等以内の親族の所有を含む。) ・市内の民間住宅に居住している者。 ・市内に住所があり既に就農している者においては、転入日より2年を経過しておらず、前年の所得が350万円を超えていない者。 ・市内に住所がある研修者においては、市内の農家において研修を開始してから2年を経過しない者。 ・本市及び従前の居住地において市税等の滞納がないこと。	市内に家屋を持たず民間の賃貸住宅に居住する就農者(認定新規就農者及び認定農業者)及び研修者に対し、家賃の一部を助成する。 助成額月額20,000円(家賃が20,000円以下の場合はその額) 最長24か月	年間	予算の範囲内				8
	中古農機具購入支援事業	【対象農機具】 ・農業機械販売業者が販売する中古農機具であること。 ・購入する農機具本体の代金が100,000円以上であること。 ・購入に際し、国・県・市その他補助を受けていないこと。 ・個人間の売買によるものでないこと。 ・市内の直売所等に出荷する畑作物の生産に使用する農機具であること。 (ただし、そば生産を除く) 【対象者】 ・市内に住所を有している者 ・常陸太田市において認定を受けた認定新規就農者、又は、市内直売所において組織される生産者組織に加入しているか加入予定の者で過去に1度も補助を受けたことがない者 ※認定新規就農者は、認定の期間中2度まで補助 ・保存および保管に関する機具でないこと ・動力部のみでないこと ・市税等の滞納がない者	購入費の1/2以内及び予算の範囲内 ただし、上限を500,000円とする	年間	予算の範囲内				4
常陸太田市	農耕用免許取得補助事業	大型特殊免許、けん引免許の取得に関する教習費用を補助。 【対象者】 ・農家台帳に30a以上農地が記載されている者 ・市内に住所を有している者 ・前年の農業所得が350万円以下であること。 ・国、県等から本補助金と類似する補助を受けていないこと。 ・同一世帯内又は同一経営に、同年度に同一補助金の交付を受けた者がいないこと。 ・交付決定年度内(3月31日まで)に大型特殊免許又は、けん引免許の取得が可能であること。	教習費用の1/4以内及び予算の範囲内 ただし、上限を大型特殊免許20,000円 けん引免許25,000円、セット教習(大型特殊・けん引)45,000円	年間	予算の範囲内			3	

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

茨城県市町村における新規就農支援制度について

令和3年8月現在
※制度の詳細は、各市町村の窓口にお問い合わせください

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
常陸大宮市	常陸大宮市未来を創る農業支援事業	①農業等関連団体 ②認定農業者 ③認定新規就農者 ④直売所等出荷団体	<p>【対象者①～②への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規作物の栽培又は従来から生産していた作物の新たな栽培方法を導入するための種苗費、資材購入費等補助 [1年目]1/2以内(500千円上限) [2年目]1/3以内(300千円上限) ※補助金の交付は2年を限度。 ・市内で重点的に生産振興を図る農作物等の生産拡大を行うための種苗費、資材費等補助 [1年目]1/2以内(500千円上限) [2年目]1/3以内(300千円上限) ※連続して交付を受けることができる期間は2年まで。 <p>【対象者①～③への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内で生産された農作物等を使用した加工品等を開発するための原材料費、加工費用等補助 [1年目]1/2以内(500千円上限) [2年目]1/3以内(300千円上限) ※連続して交付を受けることができる期間は2年まで。 ・市内で生産された農作物の販売促進及び販路拡大に必要な資材、PR費等補助 1/2以内(500千円上限) ・市場等への通年出荷を目的とした作物栽培のための簡易ハウス及び付帯施設の新設、増設等に関する補助 1/2以内(500千円上限) <p>【対象者③への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内で新規就農者が主体となって行う農作物の栽培や新たな栽培方法の導入、新商品開発に係る種苗費、資材費等補助 1/2以内(500千円上限) <p>【対象者④への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直売所向け農作物等の生産拡大に必要な資材費等の補助 1/2以内(500千円上限) ・市内で生産された農作物等を使用した加工食品製造に必要な機械購入費用等補助 1/2以内(500千円上限) ・農作物などの安定供給体制の整備及び販売促進への支援 1/2以内(400千円上限) 	翌年度予算 処置分として 例年10 月頃まで募 集	予算の範囲 内	農林振興課	0295-52- 1111(内2 02)		4,9
大子町	大子町農業後継者応援金	①申請時町内に住所を有し、年齢が18歳以上50歳未満であること ②就農から5年以上町内に居住することを誓約する者 ③就農を5年以上継続することを誓約する者 ④過去にこの要綱による応援金の交付を受けていない者 ⑤町税等を滞納していない者	①独立自営型就農者30万円 ※共同型就農(夫婦)の場合50万円 ②経営移譲型就農者20万円 ※共同型就農(夫婦)の場合35万円 ③親元就農者10万円 ④町内に本拠地を置く農業法人就職者10万円	通年	予算の 範囲内	農林課 農政担当	0295-72- 1128	http://www.town.daigo.ibaraki.jp/	4
	大子町認定農業者等育成支援事業	町内に住所を有し、かつ、町内で農業を営む者であって、次のいずれかに該当する者 ①認定農業者 ②認定新規就農者 ③農業次世代人材投資資金又は大子町農業後継者応援金を活用した新規就農者	農業の生産性の向上又は効率化を図るための機械購入又は施設整備(汎用性の高い機械購入又は施設整備を除く)に要する経費の2分の1(上限50万円)	-					4
水戸市	就農研修等支援事業	市内に住所を有し市内で新規就農を希望する、65歳以下の者	茨城県立農業大学、鯉淵学園農業栄養専門学校及び日本農業実践学園が開催する就農準備のための講座の受講にかかる費用の助成補助対象経費の1/2(ただし、10,000円を上限とする。)	通年	予算の 範囲内	農政課	029-232- 9181	https://www.city.mito.lg.jp/001437/001454/index.html	3
	就農開始支援事業	市内に住所を有し市内で新規就農を希望する、65歳以下の者	農業経営の開始にあたり、必要な資材の取得等にかかる経費を助成補助対象経費の1/2(ただし、200,000円を上限とする。)						4

茨城県市町村における新規就農支援制度について

令和3年8月現在
※制度の詳細は、各市町村の窓口にお問い合わせください

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
那珂市	那珂市認定新規就農者経営支援補助金	[対象者] 市内に住所を有し、認定新規就農者で認定期間満了後に認定農業者となる意思を有するもの。また、申請時点において、市税等に滞納がない者。 [要件等] 補助対象者が認定新規就農者となった年度の初日から起算して5年間。補助を受けることができる回数は、同年度に補助対象者1人当たり1回まで。	[内容] 就農初期に必要なとなる農業の生産性の向上及び効率化を図るための農業用機械、農業用施設等の整備に係る費用の助成。 [補助額] 補助対象経費の2分の1以内とし、50万円を上限とする。	通年	予算の範囲内	農政課 農業振興グループ	029-298-1111 (内線) 235・236		4
小美玉市	新規就農者営農定着支援事業	①市において青年等就農計画の認定を受けている者、かつ農業次世代人材投資資金(経営開始型)の交付を受けている者。 ②市内に住所を有している者 ③生計を同一とする世帯において、市税を滞納していないこと。 (上記①～③の要件をすべてを満たす者)	新規就農した意欲ある担い手の、農業開始時に必要とする経費負担の軽減や、経営規模の拡大、及び経営の多角化等に取り組む際に必要な農業用機械又は施設を導入する費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付すること。 ①農業機械整備事業 (移植、収穫、防除又は耕起等に必要となる機械の購入に要する経費) ②農業用施設等整備事業(農業用施設の整備に要する経費) ③前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた事業の実施に要する経費 補助対象事業費の30%以内(上限1件あたり100万円)ただし、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てとする。補助金の交付は、同一の交付対象者につき年度1回を限度とする。中古機械等の場合は、原則として2年以上の法定耐用年数が残っているもので、農機会社の鑑定書又は証明書を提出できるものとする。	年2～3回 程度要調査	予算の範囲内	農政課	0299-48-1111		4
茨城町	茨城町担い手経営環境整備事業	町の認定を受けている認定新規就農者及び認定農業者等で、次の要件をすべて満たす者 ①45歳未満の者 ②町内に住所を有している者 ③生計を同一とする世帯において、町税を滞納していないこと	新規就農した意欲ある担い手農業者が、就農初期に必要なとなる農業用機械の導入や、農業用施設等の整備に係る費用等を支援。 補助対象経費の1/3以内 (上限300,000円)	-	予算の範囲内	生活経済部 農業政策課	029-240-7118		1,4
	新規就農希望者受入研修事業	茨城町に就農・定住を希望する者	2年間の先進農家での研修と自ら作付を行う実学等を通して技術取得を図り、就農できるよう支援。 ①住居として町内空き家等を斡旋、家賃の一部を助成 ②研修先である先進農家を斡旋 ③研修ほ場及びバイパスハウスを無償で貸付 ④トラクター、管理機等の農業用機械を無償で貸付 ⑤農業資材等を無償で提供	通年	1組/年	一般社団法人 茨城町農業公社	029-215-8002	http://www.ibaraki-agri.com/	2,3,4,7,8
東海村	東海村新規就農者育成補助事業	本村在住の非農家出身者であり、本村において新規就農認定を受けた者	新規就農時、必要と認められる機械・施設の一部補助 (1/2以内、上限200万円) 独立自営就農者(50歳以下)10万円/月 独立自営就農者(50歳以上65歳以下)5万円/月 等 ※年齢や家族構成等により補助区分あり ※いづれも最長36ヵ月	通年	若千名	農業政策課 (農業支援センター)	029-287-7867		1,4,9
笠間市	新規就農者農業機械・農業施設等導入支援事業	・認定新規就農者の認定を受けている者 ・就農時の年齢が、原則45歳未満であり、農業経営についての強い意欲を有している者 ・市内に住所を有している者 ・笠間市税の滞納がないこと。	・移植、収穫、防除、耕起等のための機械の購入に要する経費及び農業用施設の整備に要する経費を補助する。(中古機械等の場合は4年以上の法定耐用年数が残っているもので、農機会社の鑑定書又は証明書を提出できるもの) ・対象経費の2分の1以内(事業費が40万円を下回った場合は、補助事業の対象外) ・補助金の交付は、交付対象者につき年1回を限度とし、最大5年間で300万円まで。	通年	予算の範囲内	産業経済部 農政課農政企画室	0296-77-1101	http://www.city.kasama.lg.jp/	4

茨城県市町村における新規就農支援制度について

令和3年8月現在
※制度の詳細は、各市町村の窓口にお問い合わせください

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
笠間市	樹園地継承支援事業 (受入果樹農家支援型)	<ul style="list-style-type: none"> 自身の経営縮小又は離農を予定している果樹農家 研修機関として市の認定を受けること。 概ね年間を通じて農業を営む経営体であること。 研修対象の主たる作物は、栗、梨、柿、葡萄、林檎又は梅であること。 笠間市税の滞納がないこと。 	市内で果樹栽培で就農しようとする者に農業生産技術、経営手法等を習得させるために実施する研修に対して月額3万円。交付対象期間は最長2年間。	通年	予算の範囲内				6
	樹園地継承支援事業 (果樹研修支援型)	<ul style="list-style-type: none"> 就農時の年齢が45歳未満であり、認定新規就農者の認定を受けた者又は認定を受けることが確実に見込まれる者。 市内に住所を有している者。 研修終了後1年以内に市内農地等で果樹栽培による独立・自営就農すること。 笠間市税の滞納がないこと。 	果樹栽培へ就農するための農業技術、経営手法及び農村地域で生活していく心構えを会得する研修期間における生活費として、年間120万円。交付対象期間は最長2年間。	通年	予算の範囲内	産業経済部 農政課農政 企画室	0296-77- 1101	http://www.city.kasama.lg.jp/	3
	樹園地継承支援事業 (樹園地流動化推進支援型)	<ul style="list-style-type: none"> 果樹栽培を志す新規就農者へ研修を実施した樹園地を農地中間管理事業を活用して10年以上転貸する者 果樹栽培を行う農業者等で、経営の縮小、農業部門の減少による経営転換、リタイアによる離農、又は農地の相続人で農業経営を行わない者 笠間市税の滞納がないこと。 	転貸した面積10a当たり5万円	通年	予算雄範囲内				
城里町	城里町新規就農者支援事業助成金	次のいずれにも該当する者 (1)農業次世代人材投資資金の交付決定を受けている者(町内住民登録者) (2)町税を滞納していない者	研修助成金:月額3万円(2年を限度) 経営助成金:月額3万円(3年を限度)	随時	予算の範囲内	農業政策課	029-288- 3111	http://www.town.shirosato.lg.jp/	3,4,6
	新規就農者農業機械・農業施設等導入支援事業	町内に住所を有する認定新規就農者であって、次のいずれにも該当する者 (1)就農時の年齢が45歳未満 (2)本事業終了後、5年間町内において農業に従事すること (3)町税を滞納していない者	農業用機械、農業用施設、家畜を導入する費用補助 補助率補助対象経費の1/2以内、交付対象者につき1回を限度、補助上限額100万円						4
鉾田市	新規就農者支援事業	認定新規就農者であること ①においては農地中間管理機構を利用すること。 ②においては価格が50万円以上の機械等であること。	①借入農地における賃借料の一部補助 (補助率1/2以内、上限5万円かつ5,000円/10a) ②農業機械・施設整備に要する経費の一部補助(補助率1/3以内、上限30万円)	未定	制限なし (補正含む 予算の範囲内)	鉾田市環境 経済部農業 振興課	0291-36- 7651	http://www.city.hokota.lg.jp/page/001023.html	4,7
行方市	なめがた新規就農活力応援金補助金	市内に住所を有する新規参入者又は農業後継者であって、次のいずれにも該当するものとして農業委員会が推薦する者のうち、市長が認めるもの。 1 市内において農業経営を行う者 2 年間農業従事日数が200日以上見込める者 3 年齢が55歳未満の者 4 農業経営改善計画の認定申請を行う者 5 農業次世代人材投資資金(経営開始型)の支給対象でない者	応援金の額は、30万円 応援金の交付は、同一人物につき1回を限度とする。	通年	-	農林水産課	0291-35- 2111 (内線) 74-242	https://www.city.namagata.ibaraki.jp/	4

茨城県市町村における新規就農支援制度について

令和3年8月現在
※制度の詳細は、各市町村の窓口にお問い合わせください

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
石岡市	「石岡市朝日里山ファーム」新規就農者研修制度	・18歳以上45歳未満 ・石岡市内に移住し、石岡市内で独立営農を目指す者	・約30品目の野菜の栽培技術指導(有機栽培) ・果樹・施設園芸の栽培技術指導(イチゴ等) ・独立後のことを考えた農地確保支援 ・研修に必要なトラクター等の機材や圃場、設備の貸し出し 研修圃場:約1.8ha 集出荷作業室:1室(約20㎡)	令和3年度	各一組 (有機野菜・果樹施設園芸)	農政課	0299-43-1111 (内線)1145	http://www.city.ishioka.lg.jp/	2
	石岡市新規就農者支援センター	石岡市で就農を希望する者	就農相談	随時	随時				1
	園芸作物生産拡大整備支援事業(パイプハウス設置補助)	①と②に該当すること ①5年以上市内の直売所へ出荷する園芸作物を生産 ②次のいずれかに該当する人 ・定年退職などにより、新たに就農する65歳未満の人 ・就農してから5年未満かつ45歳未満の人 ・新たな園芸作物の栽培または園芸作物の生産規模の拡大に取り組む人	パイプハウス設置経費(消費税込み)の1/3以内 上限20万円 かん水施設設置経費(消費税込み)の1/3以内 上限30万円 ※ただし、かん水施設のみの設置は対象外です。	令和4年1月末までに申請	予算の範囲内	農政課	0299-43-1111 (内線)1156	http://www.city.ishioka.lg.jp/	4
石岡市(JAやさと)	「ゆめファーム」新規就農制度研修事業	・1年に1家族(独身不可) ・45歳未満 ・研修後石岡市(八郷)で就農すること	次のことについては貸し出しを行う。 ・研修圃場 畑90a/パイプハウス75坪 ・農機具 トラクター、管理機等 ・農業資材 支柱、パイプ等	令和3年11月30日まで	一組	JAやさと営農流通センター	0299-44-1661	http://jaya-sato-yuukibukai.com/kensyu.html	2
かすみがうら市	第三者継承促進事業	次のいずれかに該当する者 (1)研修支援事業 将来、かすみがうら市内で果樹園を営む意思がある農業研修生を受け入れる農家に予算の範囲内で助成する。 (2)合意書締結祝い金支給事業 経営継承が合意に至った場合、両者(移譲者・継承者)にお祝い金を予算の範囲内で支給する。 (3)経営継承準備事業 経営の継承に関わるものであり、かつ、機械・設備の修繕や更新、雨よけハウスの新設、新植・改植等に要する費用を継承者に予算の範囲内で補助する。 ※(1)~(3)のいずれも、市農業再生協議会が別途定める要項等に基づく。	果樹産地の維持及び拡大を図るとともに、農業後継者を確保するため、研修生受入農家、移譲者又は継承者に対し、補助金等を交付する。 (1)研修支援事業 農業研修生を受け入れる農家に対し、一月につき5万円(上限)を助成する。(予算の範囲内) (2)合意書締結祝い金支給事業 移譲者及び継承者に対し、それぞれ一人あたり20万円(上限)の祝い金を支給する。(予算の範囲内) (3)経営継承準備事業 継承者に対し、補助対象費用の合計額の2分の1以内であり、かつ、100万円(上限)までを補助する。(予算の範囲内) ※(1)~(3)のいずれも、市農業再生協議会が別途定める要項等に基づく。	通年	予算の範囲内	農林水産課	029-886-3305		4,6,9
龍ヶ崎市	龍ヶ崎市新規就農者支援事業	・認定新規就農者又は認定農業者 ・就農後8年以内、かつ18歳以上56歳未満であること ・龍ヶ崎市在住、かつ主に龍ヶ崎市内で営農すること ・前年の総所得が350万円未満であること	新規就農者は年間最大90万円を上限として、最長3年間補助金を交付。 親元就農者においては、年間60万円を上限とする。	通年	予算の範囲内	農業政策課	0297-64-1111	https://www.city.ryugasaki.ibaraki.jp/jigyosha/nourinsuisangyou/nougyo/sinkisyuunou.html	4
	龍ヶ崎市畑作農業ステップアップチャレンジ事業	○市内在住で以下のいずれかに該当する者 ・畑作経営に取組む認定農業者又は認定新規就農者 ・たつのご産直市場に出荷している農業者 ・農産物のブランド化に取組む組織 ・市税等を滞納していない者 ・導入予定の機械等が国などの補助金交付を受けていない者	農業用機械・ハウス・農業用井戸の新設等に補助対象事業費の3分の1以内(上限100万円)を補助 認定新規就農者は、補助対象事業費の2分の1以内(上限200万円)	通年	第一四半期				4

茨城県市町村における新規就農支援制度について

令和3年8月現在
※制度の詳細は、各市町村の窓口にお問い合わせください

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
稲敷市	稲敷市新規就農者育成支援補助金交付事業	新規就農者等のうち、次のいずれにも該当する者。 (1) 市内に住所を有し、年齢が18歳以上60歳未満の者 (2) 認定農業者となる意思を持つ者 (3) 農業に専従している者又は専従する見込みがある者 (4) 市税を滞納していない者	1か月につき5万円、年間60万円を上限として、最長3年間補助金を交付。 ただし、経営開始2年目以降は、1人当たり前年の総所得が350万円を超えない限り交付。	通年	予算の範囲内	農政課	029-892-2000 (内線)2312	www.city.inashiki.lg.jp/page/page005458.html	4
	稲敷市新規就農者農業用機械購入補助金交付	市内に住所を有し、農業を営んでいる者。 稲敷市新規就農者育成支援補助金の交付を受けている者、または受けることが確実である者。	農業の生産性の向上及び効率化を図るために購入した機械導入の経費を補助する。 対象者に対し、一回限りとなる。 補助対象経費の1/2以内を交付。ただし、50万円を上限とする。	通年	予算の範囲内				4
阿見町	阿見町農業後継者等支援対策事業費補助金	・50歳未満である者のうち、町内在住の認定農業者又は認定農業者と同等の農業経営を行う農業者の経営を引き継ぐ者で、5年以内に認定農業者となる見込みの者 ・国又は県の就農支援制度の支援対象とならなかった者で、前年の総所得が350万円未満である者	1.農業大学校又はそれに準ずる公的研修期間の受講料の助成 2万円を上限 2.農業経営に必要な機械の購入に要する経費の助成 事業費の1/2、上限50万円 3.農業経営に必要な施設の建設に要する経費の助成 事業費の1/2、上限50万円 ※補助金の交付は、それぞれの経費につき1回までとする。	随時	予算の範囲内	農業振興課	029-888-1111		3,4
つくば市	新規就農者経営支援補助事業	市内在住の認定就農者又は認定新規就農者(18歳以上65歳未満の者) 市税の滞納がない者 国または県から補助金に相当する給付を受けていない者	補助対象経費は、農業経営に係る経費(肥料費、農具費、動力光熱費等)のみ 【補助額】農業経営月数に応じて、ひと月につき最大5万円(年間最大60万円、最長3年間交付)	随時	予算の範囲内	農業政策課	029-883-1111	https://www.city.tsukuba.lg.jp	4
	果樹振興事業	市内在住で市内に圃場がある者のうち、次の条件を満たす者 ・観光農園又は販売を目的とした、市振興作物のブルーベリー生産者。 ・ワイン生産を目的とした、加工用ぶどう生産者。	(1) 新規の果樹園整備に要する経費のうち、新植及びそれに伴う次のものを対象とする。(既存の果樹園の改植、改修整備等は対象外) ・苗木購入費 ・資材購入費 ・施設整備費 なお、補助対象の栽培面積は10a以上、苗木は100本以上とする。 【補助率】1/2以内(上限:150千円/10a) (2) オウトウショウジョウバエ対策のための生ごみ処理容器の購入費。 なお、生ごみ処理容器については、新規及び既存の果樹園を対象とする。 【補助率】1/3以内(上限:2,000円/1圃場)	随時	予算の範囲内				4

茨城県市町村における新規就農支援制度について

令和3年8月現在
※制度の詳細は、各市町村の窓口にお問い合わせください

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
つくばみらい市	新規就農者資材費補助事業	青年等就農計画の認定を受けている者	作業効率の向上を図るための資材又は収量の向上を図るため土壌改良に要する資材の購入に係る経費の2分の1(上限5万円)	随時	予算の範囲内	産業経済課	0297-58-2111	http://www.city.tsukubamirai.lg.jp/	4
	農業参入環境整備事業	市内で就農を希望している者	農地の紹介、農業機械シェアリングサービスの提供、農業研修の実施	随時	予算の範囲内				2,4,7
	かんしょ苗購入費補助事業	認定農業者又は認定新規就農者のうち、下記のいずれにも該当する者 (1)出荷・販売を目的として、新規でかんしょの栽培に取り組む者。 (2)市内に新規でかんしょを作付けする予定の農地の所有権又は耕作権を有すること。 (3)作付予定農地の面積がおおむね10a以上で、かつ、3年以上耕作を継続する予定であること。	かんしょの苗の購入に係る経費の2分の1(上限5万円)	随時	予算の範囲内				4
利根町	がんばる農業者等支援事業 ・新規作物導入事業		・作物の苗木等購入費等・展示圃の設置費 ・先進地調査・研究費・栽培方法研究費 【補助率】1/2以内 ・栽培のための機器購入費 【補助率】1/3以内	通年	予算の範囲内	農業政策課	0297-68-2211		3,4
	がんばる農業者等支援事業 ・既存作物の栽培改善事業	・青年農業者(事業採択時現在45歳まで) ・認定農業者 ・認定農業者が組織する団体 ・「人・農地プラン」に位置づけられた中心経営体	・改善のための研究費・先進地調査・研究費 ・栽培方法研究費 【補助率】1/2以内 ・改善のための機器購入費 ・転作物物に関わる農業用機械、施設導入費 ・稲作規模拡大に関わる農業用機械、施設導入費 【補助率】1/3以内	通年	予算の範囲内				3,4
	がんばる農業者等支援事業 ・農作物加工施設、直売所施設の設置事業	・農産物加工・産直等の団体	・加工施設、直売施設の施設整備費等 【補助率】1/3以内	通年	予算の範囲内				4
	がんばる農業者等支援事業 ・うめえもんどころ認定事業	・水稲生産者	・土壌改良資材費・食味試験研究費 【補助率】1/2以内	通年	予算の範囲内				4

茨城県市町村における新規就農支援制度について

令和3年8月現在
※制度の詳細は、各市町村の窓口にお問い合わせください

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
筑西市	筑西市新規就農者研修事業補助金	50歳以下で農業研修を希望し、研修終了後に市内で就農する者、または市内で就農後概ね3年以内の者	<p>【助成対象経費】 農業技術の習得に係る研修費用等</p> <p>【助成対象となる研修等】 ・農業教育施設、農業専門学校等における研修（日本農業実践学園、鯉淵学園、いばらき営農塾等） ・先進的な農業技術を有する農業法人等における研修</p> <p>【助成額】 30万円（上限額）</p> <p>【助成期間】 1年間</p> <p>※上記のほか、転入者に限り、住居費補助として10万円補助する</p>	随時	予算の範囲内	農政課	0296-20-1161 (直通)	https://www.city.chikusei.lg.jp	3
桜川市	桜川市農業者育成支援事業補助金	桜川市内に住所を有し、市税等を滞納していない者のうち次のいずれかに該当する者の中で、現状経営面積から10%以上の拡大、又は現状売上上の10%以上の増加を目指す意思がある者 (1)生産組織(3戸以上の農業者で組織する団体及び農業を営む法人等) (2)人・農地プランに位置付けられている又は位置付けられることが確実と見込まれる中心的経営体 (3)認定新規就農者	<p>【概要】 農業用機械等の導入に必要な経費を補助する。</p> <p>【補助額】 (1)に該当する者で経営面積水稲20ha以上又は水稲以外1ha以上の者は30%以内(上限60万円) (1)に該当する者で上記面積未満の者は20%以内(上限40万円) (2)に該当する者で経営面積水稲10ha以上又は水稲以外0.5ha以上の者は20%以内(上限30万円) (2)に該当する者で上記面積未満の者は10%以内(上限10万円) (3)に該当する者は50%以内(上限100万円) ただし、中古農業機械の場合は上限50万円</p>	随時	予算の範囲内	農林課	0296-55-1111 (内線) 3161	http://www.city.sakuragawa.lg.jp/	4
	桜川市農業用パイプハウス資材購入費補助金	認定農業者 認定新規就農者 集落営農組合 販売農家	<p>【概要】 単棟パイプハウス(鉄骨ハウスを除く。)の新設及び建て替えに要する経費(被覆資材等の消耗品を除く。)を補助する。</p> <p>【補助額】 対象経費の3分の1以内の額(100円未満は切捨て)</p> <p>【限度額】 ●間口5m未満のパイプハウス 長さ1mにつき3,750円まで ●間口5m以上のパイプハウス 長さ1mにつき5,000円まで</p>	随時	予算の範囲内				4
	桜川市新規就農者営農研修補助金	新規就農者のうち次のいずれにも該当する者 (1)桜川市内に住所を有し、年齢が20歳以上65歳未満の認定新規就農者 (2)認定農業者となる意思を持つ者 (3)市税等を滞納していない者	<p>【概要】 農業技術の習得に係る研修での受講料及びそれらに必要な教材費を補助する。</p> <p>【補助額】 上限1万円までを支給する。</p>	随時	予算の範囲内				3
常総市	新規就農者研修委託事業	新規就農者を受け入れる市内の先進農家	常総市在住者で就農を目指す方を受入れる先進農家に対して研修費として市から月額5,000円を支払う。 5,000円/1日×14日間=70,000円	通年	先進農家1件	農政課	0297-23-9037 (直通)	http://www.city.joso.lg.jp/	6
	新規就農者農地賃借料助成事業	常総市内の新規就農者	常総市で就農する場合、農地賃借料の一部を補助する。 10,000円/10a	通年	2人				7
古河市	新規就農支援研修費助成事業	市内に住所を有し、申請時における年齢が39歳以下の者で、新規就農を目指す者および新規就農後(3年以内)に自己の農業技術の向上を目指す者	<p>【助成対象経費】 農業技術を習得するため、3カ月以上の期間研修等を受講した費用等</p> <p>【助成金及び助成金限度額】 1年間に限り30万円を限度として助成。 ※指導的農家等での研修および研修費が無料の研修については、助成対象経費にかかわらず月額4,000円。</p>	随時	—	農政課	0280-76-1511 (内線) 2133	www.city.ibaraki-koga.lg.jp/	3

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他